2. 航空機騒音に係る環境基準

(昭和 48.12.27 環境庁告示第 154 号)

改正 平5環告91 改正 平12環告78 改正 平成19年環告114

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値		
I	5 7 デジベル以下		
П	62デジベル以下		

- 注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域は I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。
- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。
- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10デシベル 以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル(LAE)を計測する。なお、単発 騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z 8731に従うものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 評価は算式アにより1日(午前0時から午後12時まで)ごとの時間帯補正等価騒音 レベル(Lden)を算出し、全測定日のLdenについて、算式イによりパワー平均を算出 するものとする。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_{i} 10^{\frac{L_{AE,df}}{10}} + \sum_{j} 10^{\frac{L_{AE,ef} + 5}{10}} + \sum_{k} 10^{\frac{L_{AE,nk} + 10}{10}} \right) \right\}$$

注) i、j及びkとは、各時間帯で観測標本のi番目、j番目及びk番目をいい、LAE, diとは、午前7時から午後7時までの時間帯におけるi番目のLAE、LAE, ejとは、午後7時から午後10時までの時間帯におけるj番目のLAE、LAE, nkとは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯におけるk番目のLAEをいう。また、T0とは、規準化時間(1秒)をいい、Tとは、観測1日の時間(86,400秒)をいう。

算式イ

$$10\log_{\mathbf{10}}\left(\frac{1}{N}\sum_{\mathbf{i}}10^{\frac{L_{\text{den},\mathbf{i}}}{10}}\right)$$

注) Nとは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうちi日目の測定日の L_{den} をいう。

- (5) 測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて 行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。
- 3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であって、警察、消防 及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとす る。

第2 達成期間等

1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行区分			達成期間	改善目標
新設飛行場				
既設飛行場	第三種空港及び これに準ずるもの		直ちに	_
	第二種空港 (福岡空港除く)	A	5年以内	_
		В	10年以内	5年以内に、70デシベル未満とすること又は70 デシベル以上の地域において屋内で50デシベル
	新東京国際空港		10平以四	以下とすること。
	第一種空港 (新東京国際空港を除く。) 及び福岡空港		10年をこえ る期間内に 可及的速や かに	1 5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。 2 10年以内に、62デシベル未満とすること又は62デシベル以上の地域において屋内で47デシベル以下とすること。

備考

- 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
- 2 第二種空港のうち、Bとはターボジエツト発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離 着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
- 3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。
- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並び に人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準 じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
- 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。